

# ご家族が亡くなられた後の手続きについて

お亡くなりになられた方の諸手続きについて、住所地で手続きが必要なものを以下に掲載しました。

ご確認ください、該当する手続きを**役場の開庁日**にお願いいたします。ご不明な点は直接、担当課へお問い合わせください。なお、住所が丸森町にない方は、住所地にお問い合わせのうえ手続きをしてください。

## ◆お使いだったマイナ保険証（資格確認書）の種類、年金証書等をご確認ください。

| チェック欄 | 対象者（亡くなられた方）                | 内 容                                                                                       | 手続き・問い合わせ先                                                             |
|-------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|       | 国民健康保険の方<br>後期高齢者医療被保険者の方   | ◇資格確認書・受給者証をお返しください。<br>◇喪主様に葬祭費が支給されます。<br>詳しくは、 <b>同封の案内書</b> をご覧ください。                  | 保健福祉課 国保医療班（1階）<br>【☎72-3014】<br>※国保組合・社保・共済組合等の方は、<br>各職場へお問い合わせください。 |
|       | 介護保険被保険者の方                  | ◇被保険者証(水色)をお返しください。<br>◇負担限度額認定証（紫色）をお持ちの場合は、<br>併せてお返しください。                              | 保健福祉課 介護保険班（1階）<br>【☎51-9904】                                          |
|       | 国民年金をもらっている方<br>国民年金に入っている方 | ◇ <b>同封の案内書</b> をご覧ください。ご相談ください。<br>必要な手続きについて詳しくご案内します。<br>※ <b>戸籍謄本や住民票(除票)</b> 等は有料です。 | ○手続き・問合せ<br>大河原年金事務所【☎51-3111】<br>○問い合わせ：町民税務課 住民班（1階）<br>【☎72-2112】   |

## ◆該当される場合は手続きをお願いします。

| チェック欄 | 対象者（亡くなられた方）                                                      | 内 容                                                                                                        | 手続き・問い合わせ先                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
|       | 「印鑑登録証」をお持ちの方                                                     | ◇死亡日をもって廃止されます。<br>印鑑登録証(カード)をお返しください。                                                                     | 町民税務課 住民班（1階）<br>【☎72-2112】   |
|       | 「個人番号カード」<br>又は「通知カード」<br>をお持ちの方                                  | ◇死亡日をもって廃止されます。<br>生命保険などの手続きで個人番号が必要になる場合がありますので、そのまま保管し、不要になった時点で廃棄してください。<br>※電子証明（署名用電子証明書）も同時に廃止されます。 |                               |
|       | 「身体障害者手帳」<br>「療育手帳」<br>「精神保健福祉手帳」<br>「自立支援医療受給者証（精神通院）」<br>をお持ちの方 | ◇手帳をお返しください。<br>◇自立支援医療費受給者証(精神通院)<br>[A4 白色]をお返しください。<br>【必要なもの】手帳、窓口に来る方の印鑑                              | 保健福祉課 社会福祉班（1階）<br>【☎72-2115】 |
|       | 「心身障害者医療受給者証」<br>をお持ちの方                                           | ◇受給者証(黄色)をお返しください。<br>【必要なもの】受給者証、相続人代表者の方の<br>印鑑と通帳の写し                                                    | 保健福祉課 国保医療班（1階）<br>【☎72-3014】 |
|       | 「固定資産（土地・家屋）」<br>をお持ちの方                                           | ◇相続人代表者の届出が必要です。<br>詳しくは、直接お問い合わせください。                                                                     | 町民税務課 課税班（1階）<br>【☎72-2116】   |
|       | 「軽自動車」をお持ちの方                                                      | ◇名義を変更するか、使用しない車両であれば<br>廃車手続きを行ってください。<br>詳しくは、直接お問い合わせください。                                              |                               |
|       | 「上下水道料」の名義人だった方                                                   | ◇「名義変更」または「中止」の手続きをしてください。<br>【必要なもの】窓口に来る方の印鑑                                                             | 建設課 水道班（2階）<br>【☎72-3018】     |
|       | 「町営住宅」に入居されていた方                                                   | ◇退去等のお手続きがあります。<br>詳しくは直接お問い合わせください。                                                                       | 建設課 建築住宅班（2階）<br>【☎72-3032】   |
|       | 「農業者年金を受給」されている方                                                  | ◇農業委員会事務局にお問い合わせください。                                                                                      | 農業委員会事務局（2階）<br>【☎72-3029】    |
|       | 「農地」を相続登記したとき                                                     | ◇農業委員会事務局にて手続きが必要です。<br>詳しくは、直接お問い合わせください。                                                                 |                               |

## ◆町税等について

町税、保険料の納税義務は相続人に承継されることになり、相続人が納めることになります。

## ◆相続・年金等の手続きで亡くなられた方の戸籍(除籍)謄本が必要な方

戸籍ができあがるまで、死亡届のあった日から5～10日程度かかります。

なお、戸籍の請求は直系の方の親族に限られます。（郵送で請求することもできます）

## ◆相続に関する登記は、法務局に申請が必要です。詳しくは最寄の法務局・支局にお問い合わせください。

（仙台法務局大河原支局 ☎0224-52-6053）

※以上の項目は、役場で手続きできる主なものを掲載しています。この他にも手続きが必要な場合がありますので、お気づきの際は、お問い合わせください。民間に関する手続きは掲載しておりませんので、ご注意ください。